

大分大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）その他関係法令（以下「法令」という。）に定めるもののほか、大分大学学則（平成16年規則第8号）第56条第2項及び大分大学大学院学則（平成16年規則第9号）第51条の規定により、大分大学（以下「本学」という。）の学部、大学院の研究科に入学する者の入学料の免除及び徴収猶予の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(法令の適用)

第2条 法令に規定する入学料の免除を受ける者については、当該法令の定めるところによる。ただし、学長が必要と認めるときはこの限りでない。

(免除の対象)

第3条 免除の対象となる者は、本学の学部又は大学院研究科に入学する者（科目等履修生、研究生等として入学する者を除く。）であって、経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者とする。ただし、次に掲げる各号の一に該当する場合には、免除の対象とすることができる。

- (1) 入学前1年以内において、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

(徴収猶予の対象)

第4条 入学料の徴収猶予の対象となる者は、本学の学部又は大学院研究科に入学する者（科目等履修生、研究生等として入学する者を除く。）であって、次に掲げる各号の一に該当すると認められる者とする。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた者
- (3) その他学長が相当と認める事由がある者

(免除の額)

第5条 免除の額は、原則として入学料の全額、3分の2、半額又は3分の1とする。

(免除の総額)

第6条 本学の大学院の研究科に入学する者の免除の総額は、入学料収入予定額の4パーセントに相当する額とする。

(免除又は徴収猶予の申請)

第7条 免除又は徴収猶予の申請は、所定の申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、入学手続終了の日までに、学長に願い出なければならない。ただし、免除の申請をした者は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことができる。

- (1) 家庭調書
- (2) 参考となる証明書

(免除又は徴収猶予の許可)

第8条 入学料の免除又は入学料徴収猶予の許可は、前条の申請に基づき、大分大学学生・留学生支援委員会の議を経て学長が行う。

(徴収猶予の期間)

第9条 免除又は徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予の申請をした者に係る入学料の徴収を猶予する。

- 2 入学料徴収猶予を申請し、許可された者の徴収猶予の期間は4月に入学した者は9月末日、10月に入学した者は3月末日とする。
- 3 免除若しくは徴収猶予を不許可とした者又は一部免除の許可をした者(第7条のただし書により徴収猶予の申請をした者は除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部免除の許可を告知した日から14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。ただし、学長が必要と認めたときは、当該納付期限を延長することができる。

(死亡等による免除)

第10条 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者は、前条第1項又は前条第2項により徴収を猶予している期間内に死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

- 2 免除若しくは徴収猶予を不許可とした者又は一部免除の許可をした者は、前条第3項に規定する期間内に死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。
- 3 免除若しくは徴収猶予を不許可とした者又は一部免除の許可をした者は、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納入学料の全額を免除する。
- 4 徴収を猶予した入学料に係る延滞金は、その全額を免除することができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (平成16年規程第93号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規程第5号)

この規程は、平成18年1月23日から施行する。

附 則 (平成18年規程第11号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規程第2号)

この規程は、平成19年1月17日から施行し、この規程による改正後の第4条の規定は平成18年10月12日から適用する。

附 則 (平成20年規程第64号)

この規程は、平成20年5月26日から施行する。

附 則 (平成21年規程第44号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第58号)

この規程は、令和2年8月24日から施行する。

附 則（令和2年規程第73号）

- 1 この規程は、令和2年11月30日から施行し、改正後の大分大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 令和2年4月1日からこの規程の施行日までに行われた入学料の免除及び徴収猶予に係る手続は、この規程による改正後の大分大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程の規定に基づいてなされたものとみなす。